

情報提供日	2023年(令和5年)12月27日
問い合わせ先	総務局職員室
	078-918-5006 (内線 2427)

## 職員の処分について

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

### 1 粗大ごみ不正収集の事案について

事案	対象職員[当時の所属・役職等]		処分内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集作業中に親類宅に立ち寄り、粗大ごみを不正に収集・処分したものの。</li> </ul>	市民生活局	収集事業課 作業長 A (現 56 歳)	減給(10/100) 1 月
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業長 A と共に粗大ごみを不正に収集・処分したものの。</li> </ul>		収集事業課 作業長 B (現 53 歳)	戒告
<ul style="list-style-type: none"> <li>部下の監督責任</li> </ul>		次長 (現 53 歳)	訓告

※ 当該粗大ごみにかかる処分手数料は、後日支払済

### 2 休職中の職員にかかる不適切行為の事案について

事案	対象職員[当時の所属・役職等]		処分内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の故障による休職期間中に、事前の警告があつたにもかかわらず、複数回イベントに参加し、その様子を SNS に投稿したものの。</li> <li>休職期間中に複数回、職務命令に基づく報告を怠つたものの。</li> <li>自身の社会保険料を滞納したものの。</li> </ul>	総務局	事務職員 (現 28 歳)	停職 4 月

※ 滞納した社会保険料は、後日納付済

### 3 処分発令日

令和 5 年 1 2 月 2 7 日